

(別紙)

## 「みんなで応援商品券」取扱要項

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響緩和措置として、全村民に商品券を配布致します。

### 1. 事業の内容

(1) 発行内容 : 額面500円×10枚綴り

(2) 利用期間 : 令和 2年12月 1日(火) ~令和 3年 1月31日(日)

### 2. 商品券の利用対象とならないもの

- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 出資や債務、公共料金等の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・水道料金等)
- 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

### 3. 商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは出ません。
- 不足分は現金等でお支払いください。
- 利用期間を過ぎた商品券は使用できません。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

(問合せ先)

新篠津村 総務課 商工観光係

〒068-1192 石狩郡新篠津村第47線北13番地

電話: 0126-57-2111 FAX: 0126-57-2226